

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和6年12月24日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400137 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400046 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 7 月 1 日までの厚生年金保険被保険者期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
- 2 請求者の A 社における令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。訂正後の標準報酬月額については、令和 2 年 7 月から令和 3 年 6 月までを 19 万円とする。  
令和 2 年 7 月から令和 3 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。  
事業主は、請求者に係る令和 2 年 7 月から令和 3 年 6 月までの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 3 請求者の A 社における令和 2 年 7 月 31 日及び同年 12 月 28 日の標準賞与額を訂正することが必要である。訂正後の標準賞与額については、令和 2 年 7 月 31 日は 15 万 2,000 円、同年 12 月 28 日は 2 万 6,000 円とする。  
令和 2 年 7 月 31 日及び同年 12 月 28 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。  
事業主は、請求者に係る令和 2 年 7 月 31 日及び同年 12 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 7 月 1 日まで  
② 令和 2 年 7 月 31 日  
③ 令和 2 年 12 月 28 日

令和 3 年 \* 月に労働審判で解雇無効となったが、事業所が厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日の取消手続等の届出を遅れて提出したことにより、請求期間が年金給付に反映されない記録となっている。調査の上、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 オンライン記録によると、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は令

和2年7月3日とされていたところ、請求者が令和3年\*月\*日に解雇無効確認請求の労働審判手続申立て（令和3年\*月\*日審理終結）を行ったことにより、請求者の同社における令和2年7月2日付けの解雇は無効とされ、その後、請求者は同社を令和5年5月31日に退職していることから、請求期間①、②及び③については、厚生年金保険被保険者期間であることが認められる。

- 2 前記1の労働審判に係る資料及びA社の回答（以下「労働審判に係る資料等」という。）により、同社から請求者に対して、請求期間①に係る給与並びに請求期間②及び③に係る賞与が支給され、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により当該給与及び当該賞与から控除されていることが確認できる。

また、請求者は、A社に対して、令和3年\*月\*日に地位確認等請求の訴訟（令和5年\*月\*日判決）を提起しており、当該訴訟に係る資料によると、令和2年配置転換に伴う賃金減額の一部を無効とする判決が下されたことにより、同社から請求者に対し、請求期間①に係る給与及び請求期間③に係る賞与について、労働審判により支給された金額と裁判所の判決による金額の差額が支給されていることが確認できる。

一方、前述の訴訟に係る資料によると、請求期間①に係る給与及び請求期間③に係る賞与の差額支給からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

- 3 請求期間①について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の労働審判に係る資料等により確認できる厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届（取消届）、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①の標準報酬月額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間②及び③について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②及び③に係る標準賞与額については、前述の労働審判に係る資料等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は15万2,000円、請求期間③は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②及び③について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、

事業主は、請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。